様式第7号(第5条関係)

生活環境及び景観保全に関する計画書

年　　月　　日

(宛先)志摩市長

事業者　住所

氏名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号(　　　　　　　　　　　　　　)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 |  | |
| 事業区域 | 所在地 | 志摩市 |
| 面　積 | ㎡ |
| 生活環境に関する計画 | 事業区域に隣接する土地の民家等の有無 | □有(　　　　箇所)　□無 |
| 上欄が有の場合、民家等の位置図 | 別紙による |
| 隣地境界から機器までの距離 |  |
| 年間を通じての太陽電池モジュール(太陽光パネル)の反射光が隣地等に及ぼす影響の確認及び反射を低減するための対策 | □周辺環境に影響がある  □周辺環境への影響は極めて小さい  □周辺環境に影響がない  ・上記の根拠        ・周辺環境への影響を回避・低減することを目的として検討した対策等の内容 |
| 隣地から直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法 |  |
| 騒音が発生する機器が、隣接する民家等に影響を及ぼさないための対策 |  |
| 施工時の重機の使用及び大型車の通行による騒音、砂・埃の飛散等の防止対策 |  |
| 施工時の作業日及び作業時間の計画 |  |
| 施設の維持管理における除草剤の使用の有無 | □除草剤は使用しない |
| 景観保全に関する計画 | 国道、県道、市道及び農道に隣接する場合、道路敷地境界から機器までの距離 |  |
| 国道、県道、市道及び農道に隣接する場合、直接見えないよう植栽等の目隠しを設置する具体的な方法 |  |
| 事業区域が三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」及び志摩市景観計画で指定する眺望保全地区からの視認の可否及び視認できる場合の眺望及び景観の変化 | ・視認の可否　　□可　・□否  ・視認できる場合の景観への影響  □景観に影響がある  □景観への影響は極めて小さい  □景観に影響がない  ・上記の根拠        ・眺望及び景観への影響を回避・低減することを目的として検討した対策等の内容 |
| 太陽電池モジュールの色彩 |  |
| 太陽電池モジュールの反射光対策、模様等 | □低反射であるもの  □文字、絵、図が描かれていないもの  ・太陽電池モジュールの型式  (　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| フレームや架台、パワーコンディショナー、配電盤、フェンス等の色彩 | フレーム・架台(　　　　　　　　　　)  パワーコンディショナー(　　　　　　　　　　)  配電盤(　　　　　　　　　　)  フェンス(　　　　　　　　　　)  その他(　　　　　　　　　　) |
| 設置面に関する緑化計画又は土砂流出防止対策等 | □緑化(　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  □砕石敷  □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 法面に関する緑化計画 |  |

備考

1　事業区域に隣接する土地に複数の建築物がある場合、管理者が同一であるときは1箇所として構わない。

2　太陽光モジュール及びパワーコンディショナー等までの距離については、隣地境界から3.0ｍ以上離すものとする。また、隣接する土地に建築物がある場合は、その土地の境界から5.0ｍ以上離すものとする。

3　三重県景観計画とは、三重県景観づくり条例(平成19年三重県条例第66号)第4条の規定により策定された計画をいう。

4　緑化に使用する種子は、伊勢志摩地方に自然に分布する種を使用し、適正な緑化に努めること。